

熊野吹奏楽団則

(規則第1号)

第一章 総則

(名称)

第1条 本楽団は熊野吹奏楽団と称す(以下、本楽団)

(所在地)

第2条 本楽団は所在地を広島県安芸郡熊野町城之堀1丁目16-14に置く。

(目的)

第3条 本楽団は地域コミュニティーの促進、地域音楽文化の発展、吹奏楽の振興、生涯学習の普及を目的とする。

(加盟)

第4条 本楽団は広島県一般吹奏楽連盟に加盟し、社団法人全日本吹奏楽連盟ほか傘下支部(中国吹奏楽連盟)、会員連盟(広島県吹奏楽連盟)の目的に準じた活動を行う。

(楽員)

第5条 本楽団は次の楽員を以って成す。

- 1.熊野町に在住する者
 - 2.熊野町内の事業所に勤務する者
 - 3.熊野町内の学校に通学する者
 - 4.第1項から第3項までに該当しない者で、本楽団運営協議会の承認を得た者
- 二.別に「楽員資格に関する規定」を定める。

第二章 事業

(事業)

第6条 本楽団は第3条の目的を達成させるべく、次の事業を行うものとする。

- 1.楽員の親睦を図る
- 2.演奏会の開催
- 3.社団法人全日本吹奏楽連盟、中国吹奏楽連盟、広島県吹奏楽連盟、広島県一般吹奏楽連盟が主催、共催、後援する事業への参加
- 4.楽員名簿の発行
- 5.団報の発行
- 6.その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第三章 役員

(役員の設定)

第7条 本楽団は支障をきたすことなく運営して行くために、次の役員を設置する。

- | | |
|-------------|-----|
| 1.楽長 | 1名 |
| 2.運営協議委員長 | 1名 |
| 3.運営協議副委員長 | 1名 |
| 4.運営委員 | 3名 |
| 5.監査 | 1名 |
| 6.音楽監督 | 1名 |
| 6.常任指揮者 | 1名 |
| 7.セクションリーダー | 3名 |
| 8.パートリーダー | 9名 |
| 9.マーチングリーダー | 若干名 |
| 10.相談役顧問 | 若干名 |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のように行う。

1. 楽長、運営協議正副委員長、運営委員、監査は総会またはそれに代わる選出の場でこれを選出する。
 2. セクションリーダー、パートリーダーは各構成員の合議により選出する。
 3. マーチングリーダーは技術委員会において選出し、楽長がこれを委嘱する。
 4. 音楽監督及び常任指揮者は運営協議会がこれを委嘱する。
 5. 顧問は楽長が推挙し、運営協議会において選出し、楽長がこれを委嘱する。
- 二 役員を選出にかかわる詳細は、別に「役員選出に関する規定」を定める。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 楽長は団務を統括し、本楽団を代表する。
2. 運営協議委員長は楽長を補佐し、運営実務を統括する。楽長事故ある時はその仕事を代行する。
3. 運営協議副委員長は運営協議委員長を補佐し、運営協議委員長事故ある時はその仕事を代行する。
4. 運営委員は総務・事業・広報の3つの分野の運営実務を担当し、楽団事務を行う。
5. 監査は本楽団の会計監査を行う。
6. 音楽監督は本楽団の運営について助言し、選曲立案及び演奏者編成を統括する。
7. 常任指揮者は本楽団の運営について助言し、音楽指導を行う。
8. セクションリーダー・パートリーダー・マーチングリーダーはそれぞれの部門を統括し、構成員の技術施策行うとともに運営全般の意見集約を行い、執行部に上程を行う。
9. 顧問は本楽団の運営について助言し、支援を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とし、必要によっては兼任できる。欠員が生じた場合は、これを補充し、任期は残存期間とする。なお、再任は妨げない。

第四章 運営実務

(運営委員の分任)

第11条 本楽団は運営を支障なく遂行するために、次のように運営委員を分任し任にあたる。

1. 総務担当委員 1名
2. 事業担当委員 1名
3. 広報担当委員 1名

(運営委員の業務)

第12条 各担当委員は次の業務を行う。

1. 総務担当委員は人事ならびに文書管理などの事務全般、各会計の管理ならびに財産管理を担う。
2. 事業担当委員は本楽団の主催事業ならびにその他の事業での演奏ならびに楽団内の親睦事業の企画、運営を担う。
4. 広報担当委員は当楽団の広報ならびに演奏会の集客計画および楽員募集計画を担う。

(小委員会の設置)

第13条 楽団内に各担当委員の業務遂行に伴い、小委員会を設置することができる。

第五章 会議

(会議の種類)

第14条 本楽団は業務を支障なく運営するために次の会議を行う。

1. 楽員総会
2. 運営協議会
3. 技術委員会
4. 自主公演検討委員会
5. 小委員会

二.各会議は構成員の3分の2以上の出席を以って定足とする。

(総会)

第15条 楽員総会は本楽団の最高議決機関で、年1回楽長がこれを召集し、通常4月に開催し、次の事項を行う。

1. 団務の報告、事業計画
2. 決算の承認、予算の審議
3. 役員を選出
4. 団則、諸規定、細則の改廃
5. その他必要な事項

(運営協議会)

第16条 運営協議会は総会に次ぐ議決機関で、楽長、運営協議正副委員長、運営委員、セクションリーダーを以って構成し、楽長がこれを召集し、運営協議委員長が統括する。

(技術委員会)

第17条 技術委員会は楽員の技術向上ならびにパート内の諸問題等の解決を図ることを目的とし、楽長、運営協議正副委員長、音楽監督または常任指揮者、セクションリーダー、パートリーダー、マーチングリーダーを以って構成する。楽長がこれを召集し、運営協議委員長が統括する。

(小委員会)

第18条 小委員会は、管轄担当運営委員から委嘱された楽員を以って構成し、管轄運営委員がこれを召集する。

(総会の議決方法)

第19条 楽員総会の議決は、出席者の過半数以上の賛成を必要とし、賛否同数の場合は楽長がこれを決する。

(その他の会議の議決方法)

第20条 総会を除いた各会議の議決方法は管轄責任者に委ねる。

第六章 会計

(会計年度)

第21条 本楽団の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 本楽団の経費は、通常団費ならびに特別団費、寄付金、事業収入を以ってあてる。

(総会の経費)

第23条 総会の経費は本楽団経費より支出する。ただし、その一部を楽員より徴収することができる。

(団費の規定)

第24条 本楽団が楽員より徴集する団費については、別に「団費に関する規定」を定める。

(会計の規定)

第25条 本楽団の財務経理については、別に「経理事務規定」を定める。

(会計報告)

第26条 会計報告は定期楽員総会および団報上で行う。

—附 則—

○この団則は平成7年11月1日を以って効力を発する。

○平成9年4月12日 第1、4、7、9、10、11、12、13、14、15、18、20、22、24、27条を一部改正施行する。

○平成10年4月12日 第5、8、10、14条を一部改正施行する。

○平成11年4月4日 第8条を一部改正施行する。

○平成12年4月2日 第8、14、16条を一部改正施行する。

○平成13年4月1日 第7、8、9、18、19条を一部改正施行する。

○平成15年4月5日 第2条を一部改正施行する。

○平成18年4月1日 第4、8、9、14、18、19条を一部改正施行する。

○平成19年4月5日 全面改正施行する。

○平成21年4月2日 第2、8条を一部改正施行する。

○平成22年4月1日 第2条を一部改正施行する。

○平成23年4月7日 第2条を一部改正施行する。